

○バンビオ広場公園管理規則

平成17年3月31日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、長岡京市都市公園条例（昭和47年長岡京市条例第22号。以下「条例」という。）及び長岡京市都市公園条例施行規則（平成2年長岡京市規則第14号）に定めるもののほか、バンビオ広場公園（以下「公園」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(公園内での行為)

第2条 市長は、公園において条例第4条第1項に規定する行為のうち次の各号に掲げる行為を許可しない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に規定する行商その他これに類する行為。ただし、条例第4条第1項第3号に規定する行為に伴うものは、この限りでない。
- (2) 条例第4条第1項第3号に規定する行為であって、午後10時から午前7時までの時間帯に行われるもの。ただし、市長が特別の必要があると認める場合には、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理及び使用に支障のある行為

(入園の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒み、又は退園させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は周囲の迷惑となるような行為をする者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 昼夜を問わず敷地内に滞在する者
- (4) その他公園の管理上支障があると認められる者

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。